



# 金沢市公報

号外第34号

平成16年(2004年)9月28日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
公 告	
金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の締結について (都市計画課)	1

## 公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年9月28日

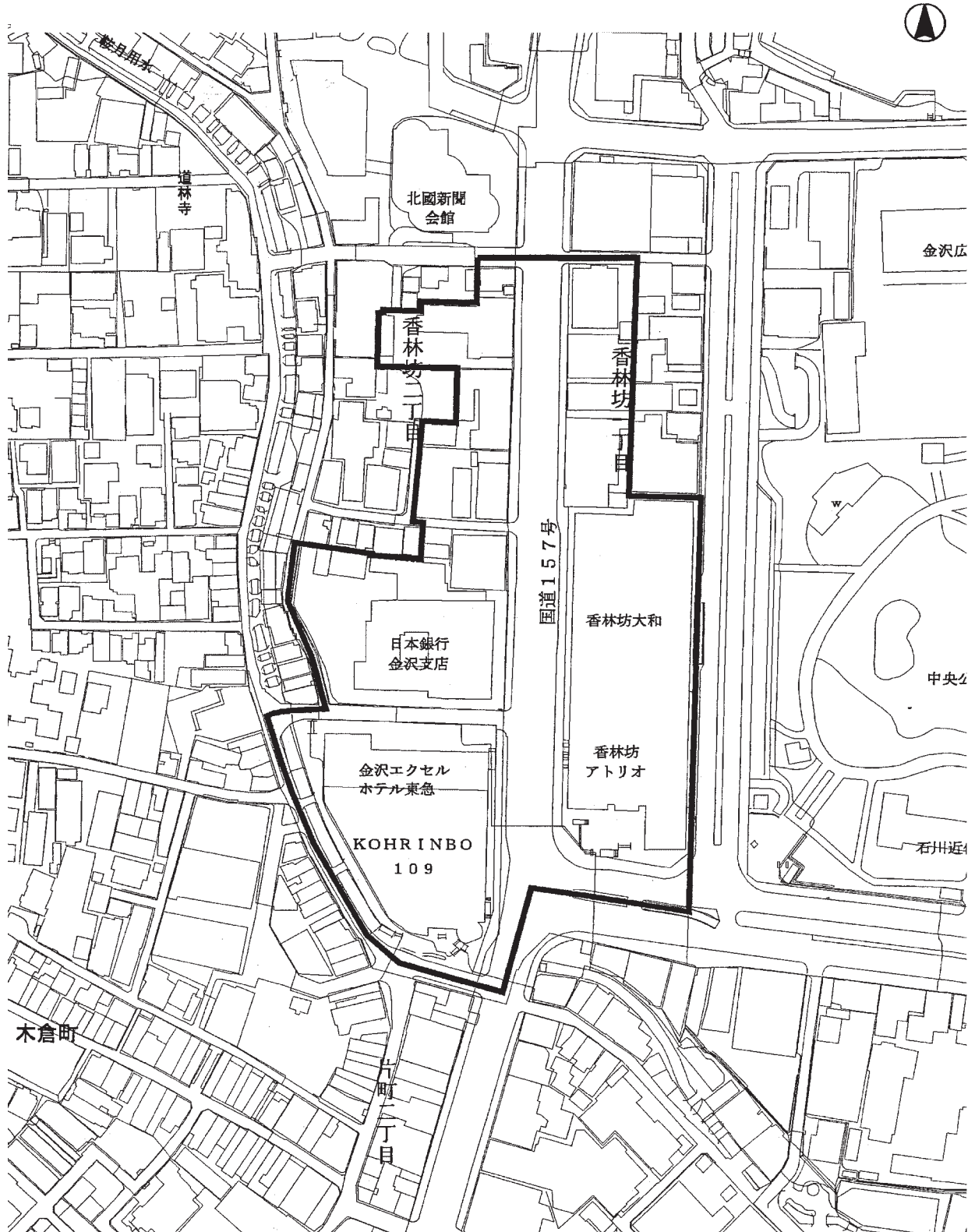
金沢市長 山 出 保

- 1 協定を締結した相手方  
香林坊地区住民等
- 2 協定を締結した年月日  
平成16年9月28日
- 3 協定番号  
13
- 4 協定の名称  
香林坊地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	香林坊地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	香林坊1丁目及び香林坊2丁目の各一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約3.9ha
まちづくりの目標	本地区は、金沢市の中心商店街を形成する地区であり、商業拠点としての賑わいと、都心軸上のメインストリートとしてふさわしい国道の沿道景観を創出することを目標とする。
まちづくりの方針	まちづくりの目標実現に向けて、地域が主体となり 情報発信のできる先進的な商業集積 ゆとりのある回遊空間の創出 風格のある景観形成 を基本方針として、活力のあるまちづくりを推進する。
住み良い 建築物等に関する事項	【用途の制限】 次に掲げる建築物は、建築(用途を変更する場合を含む。)をしてはならない。 (1) 1階及び2階部分が住宅の用に供されるもの

まちづくりを推進するために必要な事項	<p>(2) ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車車庫（ただし、建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの</p>
	<p><b>【壁面の位置の制限】</b></p> <p>国道の境界線から建築物の1階部分の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は2m以上とし、歩道と一体的な歩行空間を確保するものとする。</p>
	<p><b>【建築物等の形態又は意匠の制限】</b></p> <p>(建築物等)</p> <p>金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）の規定により定められた景観形成基準に適合する建築物とする。</p> <p>(広告物等)</p> <p>屋外広告物等は、自家広告又は香林坊商店街振興組合（以下「組合」という。）が認めたもので、周辺環境に配慮したものとし、次に掲げるものを新たに設置してはならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">点滅灯、回転灯その他これらに類似のもの</p> <p style="padding-left: 40px;">ネオン管で光源を点滅させるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">電光表示装置</p> <p>また、屋外広告物等の設置に当たっては、できるだけ内照式のものを採用することとし、その色彩やデザインの選定については、事前に組合の了承を得ることとする。</p>
土地利用の制限に関する事項	<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号及び第3号から第8号までに掲げる営業の用に供してはならない。</p> <p>(2) 駐車場等の暫定的な土地利用は、概ね1年までを目安とし、その周辺には緑化を図ること。</p> <p>(3) 屋外に自動販売機、商品陳列ワゴン等は、設置しない。</p> <p>(4) 地域が主体となってまちづくりを推進し、公序良俗に反する店舗等の用に供する土地利用を行わない。</p>
その他の事項	<p>(1) 空き店舗には、積極的に出店を働きかけること。</p> <p>(2) 緑陰プロジェクトを推進し、敷地内に空閑地がある場合においては、まちなかの憩いスポットとして緑化を図り、ベンチや木陰等の配置に努めること。</p> <p>(3) ショーウィンドウを芸術作品で飾るアートアベニュー（芸術道路）化を推進するとともに、夜間の照明（ひかりのプロムナード）の整備の促進を図ること。</p> <p>(4) 駐車施設の設置及び車の出入りについては、道路交通の支障とならないよう十分配慮すること。</p> <p>(5) 当協定区域内の者は、この地域の振興を図るため、その中心的役割を果たす香林坊町会及び香林坊商店街振興組合への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。</p>

### 香林坊地区まちづくり協定区域図



平成16年(2004年)9月28日 印刷  
平成16年(2004年)9月28日 発行

定価 100円

発行人  
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川 稔  
(株) 共 栄